# 次世代法行動計画 (第5回)•女性活躍推進法行動計画 (第1回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年2月1日~平成31年1月31日までの2年間

#### 2. 内容

目標1:女性労働者に向けた取組として、主として男性労働者が従事していた職務に新たに女性労働者を積極的に配置、昇格意欲の喚起を付与する研修等職域拡大に関する取組を実施する。 全女性職員24名を対象として計画期間中1回以上、育成教育を

全女性職員24名を対象として計画期間中1回以上、育成教育を 実施する。

### 〈対策〉

- ○平成29年2月~ 女性リーダー養成セミナー等受講計画の立案
- ○平成 29 年 4 月~ 管理職研修等計画の社内通知文書などによる社 員への周知、受講者実施報告書の作成実施。

目標2:労働者が子どもの看護のための休暇について、看護対象年齢を中 学校就学前まで拡大したことに伴う、社員への周知、利用促進、 その検証を実施する。

#### 〈対策〉

- ○平成 29 年 2 月~ 社員へのNIコラボによる周知、利用取得を促す。
- ○平成29年4月~ 取得状況を検証する。(毎月)

目標3:年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施を年間3日(内1 日全社一斉取得)行動計画を立て実施する。

## 〈対策〉

- ○平成29年2月~ 有給休暇取得行動計画の策定の社内周知
- ○平成29年 4月~ 全社一斉取得日の指定実施に伴う各自有給休暇取 得行動計画の策定並びに実施。
- ○平成30年3月~ 有給休暇取得行動計画実施の検証。

目標4:若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、雇入れ の適正な募集において採用育成計画に基づく職業訓練等雇用管理の 改善実施。

# 〈対策〉

- ○平成 29 年 2月~ ・インターンシップ等受入募集、ホームページ周知、 各機関受入報告。
- ○平成 29 年 4 月~・インターンシップ等受入実施。N I コラボで社内周知
  - 自社採用者育成計画に基づき職業訓練入所等実施、報告。
- ○平成29年12月~・インターンシップ等受入検証。